

「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例案」の法制度上の問題点一覧

1 県民投票の執行（第4条第2項）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第4条第2項 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理及び執行に関する事務を静岡県選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という。）に委任するものとする。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>この規定によると、県民投票の管理及び執行に関する全ての事務を県選挙管理委員会に委任することになる。 しかし、投開票事務は、地方自治法に基づく市町への事務委託によらなければ実施が困難である。投開票事務を条例で知事から選挙管理委員会に委任することでは実施できない。</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>この条例案は当然のことながら、県民投票の管理及び執行に係る規定のすべてを規律することとしていません。「投開票事務を条例で知事から選挙管理委員会に委任すること」だけで県民投票の管理及び執行が瑕疵なく行われるということではなく、その細目に関しては、県と市町とが必要な協議を行い、県の規則、事務連絡等を通じ、整備されることを想定しています。 この条例案は、規則への委任に関する定めを置いています（第27条第1項）。 具体的には、投票資格者名簿、投開票手続、期日前投票、不在者投票に関する事項などが該当すると思われませんが、沖縄県民投票のさいに制定された「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例施行規則」（平成8年7月18日・沖縄県規則第67号）とほぼ同様の内容の規則を、県と市町とが必要な協議を行い、調整を図った上で整備することになります。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>仮に、第4条第2項が、県と市町が協議等を行って県民投票事務の一部を市町が行うことを前提にしているならば、条例案のように「…県民投票の管理及び執行に関する事務を静岡県選挙管理委員会…に委任するものとする。」と規定するのは適切ではない。 なぜなら、「するものとする」との語句は、ある原則なり方針を示すものであるため、この規定では「すべての事務を選挙管理委員会に委任する」と解釈されるためである。少なくとも語句の修正が必要である。 この規定では県民投票の管理及び執行に関する全ての事務を県選挙管理委員会に委任することになるので、そうではなく、知事が業務の内容を個別に検討した上で適切に執行できる方法を個別に選択することが可能になるような規定にすべきである。</p> |

2 県民投票の期日（第5条第1項）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第5条第1項 県民投票の期日（以下、投票期日という。）は、この条例の施行日から6月を超えない範囲において、知事が定める。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 （8/31 県発表）</p> | <p>県民投票を現実実施するためには、投票資格者名簿の作成や投開票事務等において、地方自治法に基づき、市町に事務委託をすることが必要となるが、具体的には、次の手続が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と各市町との事実上の協議 ・ 規約案の作成 ・ 県議会及び各市町議会の議決 ・ 県と各市町との規約の締結 ・ 県及び各市町で事務委託及び規約の告示 ・ 総務大臣への届出 ・ 投票資格者を満18歳以上とする投票資格者名簿作成システムの構築 ・ 県民投票の周知・広報 <p>上記の手続に要する期間を考慮すると、「6月を超えない範囲」での執行は非現実的である。</p> |
| <p>反論 （9/3 請求代表者発表）</p> | <p>「非現実的」との見解は、問題点を具体的に指し示すものではなく、批判のポイントが明らかではありません。</p> <p>住民投票条例の制定例では、投票実施までの期間は、地方自治特別法の制定に係る住民投票の期日に準じて、31日以後60日以内とする自治体もありますが、多くは、3か月の居住要件との整合性を図るため、「90日以内」とする自治体がほとんどです。</p> <p>この条例案は、地方自治法上の直接請求に基づく県レベルの「個別制定型」であり、選挙人名簿をそのまま使用しないこと等による名簿システムの構築等、新規に発生する事務処理を勘案しつつ、「6月を超えない範囲」と、さらに長期の期間を設定するものです。この期間の設定に関しては、現実的、合理的であると考えます。</p> <p>他方、これ以上の期間を設定すると、①期間の経過とともに、県民の関心が薄れるおそれがある、②県民投票の期日までの間に国政選挙等、他の選挙が行われる場合があり、争点が曖昧になる、③憲法改正国民投票の期日（国民投票法第2条第2項）の上限（180日）を超えるものとなり、法的整合性に一定の疑義が生まれる、などの問題が生じます。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>請求代表者が、投票期日を「6月を超えない範囲」と規定した理由は、「6月」が、ほとんどの自治体で採用した「90日以内」プラス「名簿システムの構築等、新規に発生する事務処理を勘案した期間」であるかのように見える。</p> <p>しかし、県と対等の立場に立つ市町に対して県が事務委託を行って住民投票を実施するのは全国でも今回が初めて、という状況の中で、それ</p> |

それぞれ事情が異なる県内市町と県が個別に協議を行い、その市町の状況に応じて規約案を作成するなどの事務委託の進め、さらに県と全ての市町がそれぞれの議会に説明して議決を得て、その後、18歳投票に向けた名簿システムの構築等を行い、そして住民への周知を図る、という一連の作業を行う期間の算定が、「90日以内」プラス「名簿システムの構築等、新規に発生する事務処理を勘案した期間」という計算方法で行われることに合理性を見出すことは難しい。

条例制定後に実際に行われるこれらの事務作業の複雑性及び困難性を想定すれば、「6月を超えない範囲」が非現実的な期間であることは明白である。

3 投票資格者（第7条）

| | |
|---|---|
| <p>条例案</p> | <p>第7条第1項 1 県民投票における投票の資格を有する者（以下、投票資格者という。）は、投票期日において県内の市町村に住所を有する、年齢満18年以上の日本国籍を有する者とする。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>この規定によると投票資格者は「年齢満18年以上」となっているが、現状では公職選挙法第9条及び国民投票法附則第3条第2項の規定では「年齢満20年以上」であることから、これとの整合性がない。</p> <p>「県の条例によって市町に業務を義務付けることはできない」という第9条第1項の問題点を前提とした場合、市町の協力を得られなければ、県においては第7条及び第8条の投票資格者を把握することはできない。</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>住民投票は公職選挙とは異なることから、投票資格等、特別の定めを置くことが許容されます。とりわけ、投票案件が中長期的な政策課題の是非を問うものである場合には、より若い世代の政治的意思を反映させることが必要かつ妥当であると考えます。</p> <p>公職選挙法第9条、及び地方自治法第18条の規定では、選挙年齢は「満20年以上」とされていますが、住民投票において投票年齢をさらに引き下げることは、通常、法的整合性が問われる論点ではありません。</p> <p>岩城町の合併についての意思を問う住民投票条例(平成14年・秋田県旧岩城町)で全国で初めて、投票年齢を「満18年以上」としたことを契機に、市町村合併の是非を問う多くの住民投票で18歳投票権が採用されました。常設型の住民投票条例では、広島市住民投票条例(平成15年)、我孫子市市民投票条例(平成16年)、岸和田市住民投票条例(平成17年)、近江八幡市市民投票条例(平成19年)等が、18歳投票権を採用しているところですが、中には、大和市住民投票条例(平成18年)のように「16歳投票権」を採用する自治体もあり、法制執務の実態としても、法的整合性云々を問う時代ではなくなっています。</p> <p>国民投票法附則第3条第2項の解釈を述べておられますが、この条項を根拠に、国民投票の投票年齢を満20歳以上とするのは（総務省自治行政局が依拠している解釈ですが）、誤りです。</p> <p>これは、法律の全面施行日(平成22年5月18日)までに、選挙年齢、民法成年年齢等、附則第3条第1項に定める法制上の検討措置が行われることを前提にした条項です。全面施行日までに法制上の検討措置が間に合わなかった場合にまで拡大適用する趣旨でないこと(つまり、20歳投票権と解釈することはしない)は、国民投票法案の国会審議のさい、法律案提出者が繰り返し答弁しているからです。</p> <p>この点は、現在なお法制上の検討措置が行われていない状況において、国民投票の投票権は何歳かという問題に対し、法律の本則に戻って「18</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>歳投票権」との解釈(立法者意思)が追完されているところです(参議院憲法審査会・参考人質疑(平成 24 年 2 月 15 日)における、船田元・前衆議院議員の答弁参照)。</p> <p>「第 9 条第 1 項の問題点」とされることについては、次に述べます。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>請求代表者の反論の中の国民投票の投票権について記載している趣旨は必ずしも明らかではないが、平成 24 年 2 月に衆議院憲法調査会事務局が作成した「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項）に関する参考資料」の中では、附則第 3 条第 2 項の趣旨について、「附則第 3 条第 1 項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満 18 年以上 20 年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、投票権年齢を 20 歳とする経過規定が置かれた。」と書かれており、ここから考えると、現時点の国民投票の投票権年齢は 20 歳であることは明らかである。</p> <p>また、投票資格者名簿を作成する時間やコストの観点からの課題もある。</p> <p>通常の選挙や国民投票の投票資格者と条件が異なる県民投票の投票資格者の名簿を作成する場合、各市町で現状と異なるシステムを構築するなどの一定の労力と一定の経費をかけてその名簿を作成することとなるため、各市町の協力を得られなければ条例案で規定する投票資格者を把握することはできないと、こちらは述べているのである。</p> |

4 投票資格者名簿（第9条第1項）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第9条第1項 1 県民投票が行われる場合、市町村の選挙管理委員会は、前二条の規定に関し、投票資格者名簿を調製しなければならない。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>県と市町村は、対等・協力の関係にある別の地方公共団体である。このため、県の条例によって市町に業務を義務付けることはできない。 第9条第1項の規定は、まさに地方自治法の基本的な原則に違反する規定であって、到底許されるものではない。</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>投票資格者名簿の調製は、現実には市町に委託せざるを得ない事務です。もし、本条項を設けないとすれば、字義通り県の事務となってしまう、条項の「未整備」に対して、別の観点での批判を生むこととなります。都道府県レベルの住民投票制度に関する統一的な法令が存在しない現状では、具体的な根拠規定がない限り、都道府県レベルの住民投票を行うことはできないということになりかねません。 地方自治法第2条第16項尚書(市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない)と、同法第245条の2(国及び都道府県関与の法定主義)との兼ね合いから問題となりますが、既述のとおり、この条例案では県と市町とが必要な協議を行い、調整を図った上で整備する(別に規則を定める)ことを想定していますので、本条項が「地方自治法の基本的な原則に違反する規定」との批判は当たりません。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>上記反論は、「県と市町とが必要な協議を行って必要な規則を定めた上で執行するのであるから、県の条例で市町に業務を義務付けたとしても、何ら違反するものではない。」と主張しているかのようであるが、全く失当である。 請求代表者は、条例制定後に県と市町が協議して調整することを想定すれば、県が、県とは別の地方公共団体である市町の業務を、県の条例で義務付けることは可能だと主張するのであろうか。 市町の意向を考慮することなく、県が独自に条例で市町の業務を義務付けてしまうのは、県と市町村が上下関係にあることを想定した場合の手法である。対等・協力の関係にある県と市町村の関係を考慮すれば、法理論上そのような結論が出ないのは容易にわかるはずである。 また、当然のことながら、県と市町が十分に調整を図ったとしても、市町の事情はそれぞれ異なるため、すべての市町が今回の事務を受託するか否かは全く不明である。受託しない市町が出現することも想定できる。仮に受託しない市町が出現した場合、本条例案により「市町村の選挙管理委員会は…投票資格者名簿を調製しなければならない。」と規定した市町の義務はどのように処理されるのであろうか。県の条例で義務付</p> |

けたにもかかわらず、その規定は履行されないことになるのだろうか、仮に履行されない場合は条例違反になるのではないだろうか、との疑問が起きてくることになる。

いずれにしても、この規定は到底許されないものである。

5 投票の効力の決定（第 17 条）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第 17 条</p> <p>投票の効力の決定に当たっては、第 18 条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかになるものであれば、その投票を有効とする。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>この規定は、投票効力の決定に関する規定であるため、その内容はその決定の客観性及び公平性が担保されるようなものである必要がある。しかし、「第 18 条の規定の趣旨に著しく反しない限り」との規定は、その内容が曖昧であり、特に「規定の趣旨」、「著しく」という表現は客観性及び公平性が担保できない。</p> |
| <p>反 論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>この条例案は、無効投票をできるだけ少なくする制度設計を志向しています。</p> <p>投票用紙に予め、賛成、反対の文字を印刷することに鑑み(第 14 条第 2 項)、「他方の選択肢を二重線等で消した投票」、「選択肢の一方に○印を自書し、他方の選択肢を二重線等で消した投票を有効投票とみなすことを想定しています。</p> <p>解釈上、「軽微な他事記載」も有効投票とみなす余地があります。</p> <p>文言の「客観性及び公平性」は、条例のなかで一切を規定し尽くすことは想定しておりません。</p> <p>請求代表者から示された考え方をベースに、事務連絡等の内規で定め、県民に周知広報することで十分担保することができると思います(条例案第 19 条)。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>客観的とは誰が判断した場合なのか、どの程度の他事記載まで許容するのか、投票の公平性を担保する上でも執行機関が定めるのではなく、条例上、明確かつ具体的な定めを置くべきである。</p> |

6 県民投票広報協議会（第 20 条から第 22 条まで）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第 20 条 1 県議会に、県民投票広報協議会を置く。 2 県民投票広報協議会の員数は 15 名とする。委員は、県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>自治体の議事機関である県議会が、県の事務を直接に管理し執行することは地方自治法上想定されていない中で、県民投票の広報事務を管理し執行することは、県議会の役割ではない。 (なお、同様の規定は、国民投票法にあるが、憲法改正は国会が発議することとなっているために、国民投票法においては、国会が説明責任を果たすためその広報業務を担うことにしたものであり、全く事情が異なる。)</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>そもそも、県民投票広報協議会に係る規定は、県議会の「自律」にも関わることであり、行政機関の側が、条例案の該当部分に踏み込んで言及することは失当です。 この条例案は、県民投票の管理及び執行に関することは、選管が基本的に行うこととし、とくに選挙公報に類する県民投票公報の「内容(政策面)」に関わることについては、県民投票広報協議会が行うという「役割分担」を想定しています。 住民投票に関する広報の作成、住民投票に際して行われる説明会・討論会の人選等で、自治体議会が関与し、決定する例は以前からあります。近時行われた住民投票で、例えば、鳥取市庁舎整備に関する住民投票(平成 24 年 5 月)では、「移転新築案」と「現庁舎改修案」の二つの選択肢で投票が行われましたが、両案の意義、メリット、デメリットを説明した参考資料の作成は、市議会各会派の合意に基づいたものです(鳥取条例第 12 条参照)。 今回の条例案は、従前の住民投票における議会関与の実態に基づき、明文化したものにすぎません。議会は選管とは異なり、投票の管理及び執行を直接担うものではないので、何ら問題を生じさせるものではありません。 さらに、国民投票広報協議会(国民投票法第 11 条以下、国会法第 11 章の 3)について触れておられますが(「なお、同様の規定は」以下、かっこ付きの尚書を付されている意図を測りかねますが)、この条例案はそれを参考にしたものではありません。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>請求代表者が指摘する鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第 12 条の規定は、当該条文の見出しにもあるとおり「投票の促進」の広報であり、それは市議会及び市長が行う事とされている。しかし「庁舎整備に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報」の提供は第 11 条</p> |

により「市長」が公平かつ公正に行う事とされている。したがって、この鳥取市の規定が、本県において「県議会に、県民投票広報協議会を置く。」との規定を設けることの妥当性を根拠付けるものにはならない。

指摘したとおり、県議会は自治体の議事機関であり、県の事務を直接に管理し執行することは地方自治法上想定されていない。知事と議会は互いに独立し牽制しあう関係であるにもかかわらず、広報業務は知事が執行する県民投票の事務の一部であり、それを議会が担い、知事の執行権が及ぶ範囲内で議会が広報業務を実施することは、議会の役割として適切ではない。

7 規則への委任①（第 27 条第 2 項）

| | |
|---|--|
| <p>条例案</p> | <p>第 27 条第 2 項 規則は、この条例の施行日から、20 日以内に制定しなければならない。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>県民投票を実施するために決定しておかなければならない細かな事項は、知事が規則を定めて決定することになる。 これらの規則は、県民投票実施のための市町との協議の内容を踏まえた上で知事が制定するため、その協議等の期間を考慮すると条例制定後 20 日以内で規則を定めることは非現実的である。</p> |
| <p>反 論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>「非現実的」との言い回しが再び出てきますが、問題点を具体的に指し示すものではなく、批判のポイントが明らかではありません。 沖縄県民投票では、平成 8 年 6 月 24 日に条例が公布され、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例施行規則」（再掲）、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例に基づく投票に関する事務の一部を委任する規則」は 24 日後、7 月 18 日に公布されています。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>沖縄県の県民投票の事例については、県から市町への包括委任事務の規定（市町は拒否不可）が地方分権一括法により廃止される前の事例であり、投票事務の細部について対等な立場で市町との協議を行う必要がある現在の法制度の状況とは全く事情が異なる。具体的な執行に関する規則をすべての市町と協議して合意し制定するために必要な期間について、沖縄の例をもって 20 日で可能とすることは適切ではない。</p> |

8 規則への委任②（第 27 条第 3 項）

| | |
|---|---|
| <p>条例案</p> | <p>第 27 条第 3 項 その他、この条例の規定を適用し難い事項がある場合には、規則で特別の定めを置くことができる。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>この規定は「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」との要件を規定して、その場合には条例の規定に優先する規則を特別に置くことができる旨が定められている。</p> <p>しかし、条例は議会の議決を経た規程であることから、知事が独自に定める規則に優先することが法体系の原則である。</p> <p>本規定は「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」との曖昧な要件により、法体系の例外を定める内容となっており、到底認められるものではない。</p> |
| <p>反 論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>首長の規則制定権(地方自治法 15 条、148 条及び 149 条)は一般に、(1) 条例の委任がある場合、(2) 条例の実施に必要な特例を定める場合、(3) 法定受託事務の処理に必要な場合を含む、と解されています。</p> <p>条例案第 27 条 3 項は、「その他、」という文言で始まっています。第 1 項、第 2 項の適用を前提としています。一般的な競合事項に関し、地方自治法の規定・解釈を逸脱するようかのような、規則による条例の上書き等を広く認める趣旨ではありません。</p> <p>また、「曖昧な要件により、法体系の例外を定める内容」というような偏固、無理な解釈に拘る必要性は、どこにも認められません。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>反論の中で触れられている「第 1 項、第 2 項の適用を前提とし」た上で、「その他、この条例の規定を適用し難い事項がある場合」となると、まさしく、条例で規定されている事柄をまず適用し、適用し難い事項があればその条例の規定に代えて、規則による上書きを認める趣旨となる。請求代表者の反論の趣旨は不明である。</p> <p>条例案の「この条例の規定を適用し難い事項がある場合には、規則で特別の定めを置くことができる。」とする規定の意味は、「条例の規定を適用し難い事項がある場合は、規則を定めれば、例外的にその条例の規定よりも規則の規定を優先して適用できる」と解釈するのが普通である。</p> <p>議会が定める条例では、可能な限り執行に関する事項について具体的に規定すべきであり、仮にその例外及び執行の細部に係る事項を規則に委任する場合についても、委任の範囲を明確に明示すべきである。条例案のように「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」との曖昧な要件により法体系の例外を定めることは、到底認められるものではない。</p> |

9 失効（附則第2条）

| | |
|---|---|
| <p>条例案</p> | <p>附則第2条 この条例は、投票期日の翌日から起算して3月を経過した日に、その効力を失う。</p> |
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>投票日の翌日から起算して3月を経過した日にその効力を失うとして いることにより、知事及び県議会が投票結果を尊重する義務を定めた第 26条も、3月を経過した時点で効力を失ってしまうこととなる。 3か月間の尊重義務しかないのでは、住民投票の本来の目的を達成でき ない。</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p>住民投票条例には「一定期間経過後に失効する」とする実例がありま す。 先に触れた鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例(平成24年)、滋賀県 米原町の合併についての意思を問う住民投票条例(平成14年)、上尾市が さいたま市と合併することの可否を住民投票に付するための条例(平成 13年)など、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、条例の効 力が失われると規定しています。 失効規定を置くことは、当然のことと考えます。もし、失効規定を置 かないとすると、この条例案は事実上「常設型」であるとの理解を許し てしまいます。直接民主制の一手段が、同じ案件に関して反復利用され るのではないか、という批判が向けられることになりかねません。 条例が失効したとしても、投票結果までも無効とされたり、県議会・ 知事の(政治的な)結果尊重義務が消滅することまでは読み込めません。 そもそも、法的拘束力のない尊重義務が、現実政治のレベルでも失効し てしまうという解釈(そのように読み込もうとする恣意的解釈)には無理 があります。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>投票結果の尊重義務は条例に規定されている事項であり、条例の失効 により形式上は効力を失う。 仮に失効規定を置くことが必要だとしても、第26条の規定も3ヶ月と いう短い期間で失効させ、規定上の義務を消滅させてしまうと、その後 の県議会・知事の結果尊重義務の有無について解釈が紛れる可能性が出 てしまう。そのような状態は可能な限り避けるべきである。 仮に失効規定を設けるにしても、第26条の規定は一定期間効力を有す るような規定を設けるべきである。</p> |

その他

| | |
|---|---|
| <p>条例案の法制度上の 主な問題点 (8/31 県発表)</p> | <p>第12条等では「投票所」と規定されているが、第24条では「投票場所」と規定されており、統一されていない。</p> <p>第14条第1項において、「投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。」とあるが、この規定では不在者投票又は期日前投票の際に投票用紙を交付することができない。</p> <p>上記以外にも、法制執務上不適切な表現、規定すべき内容の不足、定義されていない文言等が数多くある。</p> |
| <p>反論 (9/3 請求代表者発表)</p> | <p><第12条等></p> <p>ご指摘の通りであり、議案審査のなかで修正の機会があれば、適切に正していただくことが好ましいと言えます。</p> <p>もともと、修正が行われないからといって、条例制定の成否ないし住民投票実現の可否を左右するレベルの問題には至らないことは指摘しておきます。</p> <p><第14条第1項></p> <p>第14条は、原則規定です。第13条を受け、期日前投票及び不在者投票に係る具体的な手続きは、「投票期日・投票所・白書投票の原則」の例外として、規則で定められることとなります。</p> <p>あたかも条文の「欠陥」があるかの如く、期日前投票及び不在者投票における投票用紙の交付が不可能であるとは、恣意的な解釈に他なりません。</p> <p><上記以外></p> <p>「法制執務上不適切な表現」とは何を指すのか、</p> <p>「規定すべき内容の不足」とは何か(規則事項等と解することが許されないものか否か)、「定義されていない文言」とは何か(条例上、定義規定を置かなければならない性質のものか)、「等」「数多く」とは何を指すのか、</p> <p>学術的に通用しない、乱暴不当な言葉が連なっており、これらの点は具体的な内容を示されることを要望します。</p> |
| <p>反論に対する意見</p> | <p>条例というものは議会が制定する県政上の重要な法規範であり、そこに記載される文言は可能な限り予断を生むようなものであってはならない。</p> <p>こちらから指摘した事項は恣意的な解釈に基づくものではなく、実際に円滑に事務を執行するうえで、文言上問題があると判断したものである。請求代表者として執行上の恣意的な条例の運用を廃し、円滑かつ公正な執行ができるように適切に修正されるよう働きかけるべきである。</p> <p>なお、「法制執務上不適切な表現」「規定すべき内容の不足」「定義されていない文言」「等」「数多く」についての説明は、別表のとおりである。</p> |

別表

| 指摘した項目 | 具体的な内容 |
|-------------|--|
| 法制執務上不適切な表現 | 第 26 条において「有効投票総数の過半数」とあるが、趣旨を考慮すると「過半数」ではなく、「過半数の結果」と規定すべきである。 |
| 規定すべき内容の不足 | 第 12 条において、磁気ディスクで投票資格者名簿を作成した際の扱いの規定がない。 |
| 定義されていない文言 | 第 21 条の「県民投票公報」及び「県民投票広報広告」が定義されていない。 |
| その他 | <p>第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条の各条において、複数の項からなる場合には、第 1 項の項番号は記載しないため、当該項番号を削除すべきである。</p> <p>第 2 条において、(以下、県民投票という。)と規定しているが、(以下「県民投票」という。)と規定すべきである。 <同様の要修正箇所が、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 12 条にもある。></p> <p>第 7 条及び第 9 条中「市町村」を「市町」に修正すべきである。</p> <p>第 6 条中「前条の規定」を「前条第 2 項の規定」に修正すべきである。</p> <p>第 9 条中「前二条」を「前 2 条」に修正すべきである。</p> <p>第 1 条の「以て」は「もって」、第 13 条の「関わらず」は「かかわらず」、同条の「出来ない」は「できない」、第 14 条の「予め」は「あらかじめ」、第 19 条の「さい」は「際」とすべきである。</p> <p>第 14 条において、「賛成の文字及び反対の文字」とあるが、「賛成の文字及び反対の文字及び○の記号を記載する欄」とすべきである。</p> |